

湖西市農業委員会議事録（6月）

招 集 年 月 日	令和 6 年 6 月 14 日（金）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		6 月 14 日（金） 午後 2 時 00 分				議長		山本 敬博	
	閉 会		6 月 14 日（金） 午後 2 時 31 分				議長		山本 敬博	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 （欠席 0 名） 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	○				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	○	11	河邊 勝彦	○				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会議録署名委員	1 番		森 浩司			4 番		荻野 範博		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		木下 靖義 朝倉 麻貴			次 長		吉田 善行		
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 29 号 非農地証明願について 議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 17 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 18 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 6 年 6 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

出席委員数は、定数 14 人のところ 14 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。お集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 6 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長をお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 1 番の森浩司委員、14 番の山本佐代子委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

説明の前に議案書の修正があります。資料 3 ページをご覧ください。申請番号 33 番及び 34 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 7 件です。

申請番号 28 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 28 番及び図面の No.1 です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、1312 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については里芋を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

松井委員 耕作はトラクターを入れればすぐできる状態で、特に問題はないかと思えます。

事 務 局 続きまして申請番号 29 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 29 番、及び図面 No.2 です。区分地上権者は、[REDACTED]に住む方で、今回住宅用給水管の埋設にあたり、区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]にある農地です。審査をしたところ、農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員 6 月 7 日に鈴木推進委員と現地確認しました。ちょうど確認日に住宅が建つというところで測量会社の方が来て測量をやっていたので話を聞いたのですが、図面にある通り畑の隅のところを通すということで、この通す場所も非常に狭いですが、畑全体から見ると一番隅のところに埋めるというところで、耕作には問題ないかと思えます。以上です。

事 務 局 続きまして申請番号 30 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 30 番、及び図面の No.3 です。区分地上権者は、[REDACTED]に本社を置き太陽光発電事業を生業とする者で、今回営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。審査を

したところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

続きまして申請番号31番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号31番、及び図面のNo.4です。区分地上権者は、[REDACTED]に本社を置き太陽光発電事業を生業とする法人で、今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

続きまして申請番号32番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号32番、及び図面のNo.5です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、10246㎡の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については里芋、サツマイモ等を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

松井委員

昨日現地を見てきて、隣ですでにサツマイモを耕作していたので、特に問題なく耕作できるのではないかと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号35番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号35番及び図面のNo.8です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、3594㎡の農地を年間150日以

松井委員、補足説明をお願いします。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

事 務 局 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 4 件です。
申請番号 24 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 24 番、

図面は戻りまして No. 4 および別添資料 1 です。賃借人は、3 条の番号 31 番の区分地上権者と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] に位置する農地です。10ha 以上の一団の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第 1 種農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 300w、1.91 m²の太陽光パネルを 112 枚設置して発電し、発電能力は 25 k w で、申請地 531 m²のうち支柱部分 0.5 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は、当初は、苗の販売を考えていましたが、順次榊の切り枝販売に切り替える計画を進めています。現在、まだ収穫には至っておらず、夏季の水やり不足、肥料の不足、日焼けなどの病気もわかる状況となっていますが、順調に生育している苗もあると知見者から意見をいただいております。現在生育している苗木については、草取り、追い肥を増やして生育環境の改善をする計画であることから、更新について許可相当と考えます。小原委員、補足説明をお願いします。

小原委員

資料 1 が現況になります。この場所は排水が悪くて、畝を建てて榊を植えているのですが、排水が悪いということで成長が少し悪いようなかたちです。排水対策をということで、水路を少し掘って水の流れを良くするよというということで、週末に浸透枘ですかね、自然浸透できるような穴を掘ってそこで水が収まるようなかたちということです。それさえやっていければ順調に榊の方も育ってくれるかなということで、柴田推進委員と現地を見ましたがそういった状況でした。以上です。

事務局

続きまして申請番号 25 番について説明します。

資料は議案書の 6 ページ、番号 25 番、図面は No. 10 です。申請者は [REDACTED] に住む方で今回自己用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は [REDACTED] に位置し、県道と宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたと

ころ、住宅 1 棟 105.07 m²を建築することとなっており、敷地面積に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水については、下水道を経て道路側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日夏目推進委員と現地を見てまいりました。見てもらって分かるように北は[REDACTED]に向かう道路に面しております。東側にも進入路、行き止まりですが道があります。以前はこのお隣になるのですが、[REDACTED]をやっている[REDACTED]の駐車場で貸していたんですけども、今[REDACTED]もやめたので雑種地のような状態になった状態です。娘さんの家が建つということで使用貸借権ですので周りにも影響せず問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 26 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ、番号 26 番、図面は戻りまして No. 3、及び別添資料 2 です。賃借人は、3 条の番号 30 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり[REDACTED]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1.64 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1,436 m²のうち支柱部分 2.79 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 84 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、昨年 6 月に害虫被害で弱ったり枯れたりしたものを 20 本植替え、榊の樹高は約 150 c m 以上、幅 100 c m 以上となっており、現在は問題なく発育中である旨、知見者から意見をいただいております。今後も除草、消毒、剪定を行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提

出されたことから、更新について許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

松井委員 昨日現地を見てきて東側が畑で、西側南側が道路に面していて、北側が畑になっていまして、何ら問題はないと思いました。

事務局 続きまして、申請番号 27 番について説明します。資料は議案書の 8 ページ、番号 27 番及び図面は No. 9 及び別添資料 3 です。賃借人は、3 条の番号 36 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条の 36 番で説明しましたとおり [REDACTED] に位置する農地です。10ha 以上の一団の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第 1 種農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 330w、1.95 m²の太陽光パネルを 3,232 枚設置して発電し、発電能力は 950 k w で、申請地 10,034 m²のうち支柱部分 16.06 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は申請番号 24 番と同じく、当初は、苗の販売を考えていましたが、順次榊の切り枝販売に切り替える計画を進めています。現在、まだ収穫には至っておらず、夏季の水やり不足、肥料の不足、日焼けなどの病気もわかる状況となっていますが、順調に生育している苗もあると知見者から意見をいただいております。現在生育している苗については、草取り、追い肥を増やして生育環境を改善する計画であることから許可相当と考えます。小原委員、補足説明をお願いします。

小原委員 6 月 13 日に柴田推進委員と現地を見ました。状況ですけれども資料 3 の写真を見ていただくとある程度分かるかと思いますが、広い道路沿いから撮ったところから半分くらいいったところまでこういったかたちで排水が悪くて榊の成長が悪かったというところがあります。それから上手の方ですね、こちらの方は生育状況が良くて今後順調にいけば販売が出来るのかなという現況でした。苗の不足しているところに関しては、秋に植え替えるのと同時に、

排水対策をとっていきたいということで、排水は終末の排水がですね、穴を掘って井戸のような形にしてそこで自然浸透させるということで対応していきたいということでした。以上、簡単ですがそのような状況でした。また、時々この圃場を見ていくというようなかたちにしていきたいと思いました。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第28号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第29号非農地証明願について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして、申請件数は1件です。説明の前に議案書の修正が
ございます。議案書の10ページ、番号10番、図面のNo.11をご覧ください。
申請者より申請地の修正ございました。図面北側、[REDACTED]の向かい側にござ
います[REDACTED]が取り消され、図面南側の[REDACTED]のみの申
請となりましたので、修正をお願いします。

それでは、申請番号10番について説明します。議案書の10ページ、番号
10番、図面のNo.11、別添資料4をご覧ください。申請者は、[REDACTED]
[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんです。申請地は[REDACTED]にある
農地で、現状は山林で非農地となった経緯は、昭和61年祖父が相続後、[REDACTED]
の家は空き家状態、同時に農地も不耕作となり山林化してしまった、とのこ
とです。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相
を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な
もの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。石
田勝典委員、補足説明をお願いします。

石田委員 6月10日に石田推進委員と現地確認を行いました。山林というか竹林というか、農地への復元は容易でないので問題ないかと思います。僕が小学校の頃から荒れていたような気がしています。

事務局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第29号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第30号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書12ページをご覧ください。公告予定が6月20日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計7筆4902㎡の新規であります。

次に、議案書の13ページから15ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が25筆あります。県の農業振興公社が37,741㎡の農地を12名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、2筆4,903㎡を[]にお住まいの[]さん、19筆26,175㎡を[]にお住まいの[]さん、2筆5,301㎡を[]にお住まいの[]さん、2筆1,362㎡を[]にお住まいの[]さんに分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願い

いたします。全員の賛成によりまして、議案第 30 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 17 ページをご覧ください。報告事項第 17 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 19 ページから 22 ページをご覧ください。報告事項第 18 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 11 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 23 ページをご覧ください。報告事項第 19 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、7 月 16 日（月）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

（その他連絡事項）

議 長

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 6 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 31 分
